

ぜひ、ご活用ください！ 大阪府雇用促進 支援金

ざっくり言うと
“新たに人材を採用した
事業者にお金を払いますよ”
という支援金です。



新型コロナウイルス感染症の拡大により大阪府内の雇用情勢が悪化している状況において、失業者の早期の就職につなげていくため、求職者を雇い入れ3ヶ月間雇用した事業主の皆様に支給する支援金です。

支給額は？

正規雇用労働者

1人につき

25万円

期間の定め
なし



非正規雇用労働者

1人につき

12.5万円

期間の定め
あり



※いずれも所定労働時間週20時間以上+雇用保険が適用されていることが必要

支援金が受けられる主な条件は？

- ① 大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している民間人材サービス事業者の求人特集に求人を掲載したこと
- ② ①の求人を通じて、令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所がある求職者を令和2年10月1日から令和3年11月30日の間に雇い入れたこと
- ③ ②で雇い入れた方を3ヶ月継続して雇用したこと
- ④ ②で雇い入れた方を雇用保険に加入させていること

※派遣労働者(いわゆる常用雇成型派遣を除く)としての雇入れや、請負契約は対象外です。



※その他詳細な要件については、
大阪府緊急雇用対策特設ホームページ（本チラシ裏面に記載）に掲載の
募集要項でご確認ください。



詳細はウラ面へ



支援金の内容を詳しく解説した動画を公開中です。

約7分の動画で支援金制度がわかる！

動画はこちらからご覧ください

<https://vimeo.com/476129418/9cfb55bc3e>

※ご不明点等は裏面のお問い合わせ先にご連絡ください



主な流れ

求人掲載

大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している民間人材サービス事業者の求人特集に求人を掲載

※掲載の申込先は各民間人材サービス事業者です。

各社、本支援金の対象になる求人特集を設定していますので、対象特集にお申し込みください。

採用 雇入れ開始

雇入れ後すみやかに

下記ホームページの「支援金申請フォーム」から、**ア・イ**を登録

ア 申請者情報および口座情報

イ 被雇用者情報（**ア**の登録後、メールにより登録用URLをお知らせします）

3ヶ月の 継続雇用後

上記 **イ** でお知らせした登録用URLから、「雇用保険被保険者番号」及び「3ヶ月継続雇用の状況」を入力し、登録

登録した内容(様式1~3)を印刷の上、日付など必要事項の記載

必要書類を全て揃えて、「大阪府雇用促進支援金事務局」に郵送もしくは持参

申請書類が少し簡素化されました

○「特設サイト求職登録番号」の入力を不要にしました

○申請書類をはんこレス(押印不要)にしました(様式1及び様式3)

提出期限

現在対象となる方を雇用されている事業者様はお早めに!

令和2年度分

(3ヶ月の継続雇用の末日が令和3年3月31日までのもの)

令和3年4月12日まで(当日消印有効)

提出期限にかかわらず、支給事務を円滑に進めるため、早めの提出をお願いします。

令和3年度分

(3ヶ月の継続雇用の末日が令和3年4月1日から令和4年2月28日までのもの)

令和4年3月10日まで(当日消印有効)

提出期限内であっても、支給事務を円滑に進めるため、被雇用者を3ヶ月継続雇用後、できる限り2ヶ月以内に提出してください。

これで、手続きは完了です!

審査の上、支給決定後に申請いただいた口座へ、支援金をお支払いいたします。

支援金の申請方法を詳しく解説した動画を公開中です。

コロナ禍における緊急雇用対策
大阪府雇用促進支援金
のご案内

~申請手続き編~

動画『申請手続き編』(約13分)はこちらからご覧ください。
<https://vimeo.com/514111968/037e1b7018>

※ご不明点等があれば、個別相談にお申込みいただくか、下記お問い合わせ先にご連絡ください



支援金の申請に関して、対面による個別相談を受け付けています。

個別相談受付

相談を希望される方は、下記「大阪府雇用促進支援金事務局」まで、電話にてご予約ください。 **要事前予約 / 毎週:月・木(10:00-17:00)**



詳細・
お問合せは
コチラ

大阪府雇用促進支援金

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoushienkin/index.html>

大阪府雇用促進支援金事務局

☎ **06-4794-7050** 平日/9:30-17:30

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか

